

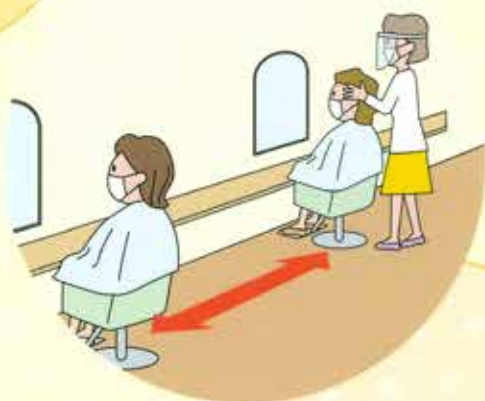
改めて確認しよう! 美容組合のこと、新型コロナウイルス感染症のこと

## | 組織力の重要性

## | 美容業における新型コロナウイルス | 感染拡大予防ガイドライン

## | 新型コロナウイルス感染予防対策について

美容組合へのご理解とサロンでの新型コロナウイルス感染予防対策にお役立て  
いただければ幸いです。



全日本美容業生活衛生同業組合連合会

# はじめに

新型コロナウイルス感染症が令和2年1月15日に国内ではじめて確認されて以降、「デルタ株」など変異株による「第5波」と呼ばれる感染拡大や、令和3年11月30日に「オミクロン株」が国内で初めて確認されるなど、収束の見通しは依然として不透明なままです。このコロナ禍は、我が国の社会経済に甚大な被害を及ぼすとともに、美容業においても、外出や移動の自粛に伴う来店頻度の減少や来店間隔の長期化、美容のセルフ化のさらなる進行をはじめ、成人式や結婚式などの儀式の中止や規模を縮小しての開催などにより、厳しい経営を強いられることになりました。

こうした中、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて各都道府県知事に認可され設立している美容（業）生活衛生同業組合（以下美容組合）には、業界の現状や要望を国政や行政に反映させる窓口として、これまで以上に重要な役割が求められています。こうした中、美容組合への社会的要請が高まっているにも関わらず、残念ながら組合員の減少に歯止めがかからず、組織活動に支障を来たしかねない状況となっており、美容組合の組織強化は喫緊の課題です。美容組合の弱体化は、国民生活に必要な美容業の振興・発展に支障を来すこととなります。組合員の皆様におかれましては、1人でも多くの組合員を増やすことにご協力いただき、個々の事業者では対応が困難な課題に対し、共に行動していただきますようお願い申し上げます。

また、本誌には、組織力の重要性や、令和3年11月17日に改訂された美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン、コロナ禍における美容室での感染予防対策を掲載しております。ぜひ本誌をコロナ禍における組合員を増やすための活動、サロン経営にお役立ていただきますようお願い申し上げます。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会  
理事長 吉井真人

## Contents

### 組織力の重要性

藤村博之（法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科 教授） ..... 01

### 美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

（令和3年11月17日改訂版） ..... 05

### 美容業ガイドラインチェックシート

（ガイドラインの取り組み状況を把握するためのものです） ..... 16

### 新型コロナウイルス感染予防対策について

古山文義（中小企業診断士・社会保険労務士） ..... 18



## 組織力の重要性

法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科教授 藤村博之

### なぜ私たちは組織を作るのか

私たちの社会は組織であふれています。企業、各種団体、学校、スポーツクラブ、町内会など、「生活の中で組織と関わらない日はない」といいでしょう。人間は、昔から集団を作って暮らしてきました。それは、身の安全を確保したり、食べ物を手に入れたりする上で便利だったからです。

1人ではできないことが、組織を作ることによってできるようになります。例えば、重い机を移動させる場合です。1人では動かせないような机でも、仲間を連れてきて、みんなで持ち上げれば動かせます。ただし、机をどこに移動させるかという目的が共有されていることが必要です。目的が共有されていないと、各人がバラバラの方向に動いてしまうので、机を目的の場所に運ぶことはできません。

私たちは、「単に人が集まっている状態」を組織とはいいません。例えば、乗降客の多い駅に行くと、たくさんの人が電車を待っています。プラットフォームで電車を待っている人の集団は組織ではありません。もし、待てど暮らせど電車が来ない、電車が遅れていることについて駅事務所から何の説明もなされないとき、ある人が「駅事務所に説明を求めに行こう!」と声を挙げます。この声に呼応して人々が動き出したとき、この集団は組織になります。

組織とは、共通の目標達成に向けて各人が力を合わせる行動を取る人々の集まりです。人には得手不得手があります。走るのが速い人もいれば、走るの遅いけれど力持ちの人もいます。それぞれの持つ能力をうまく組み合わせて、組織目標の達成を目指します。

2019年秋に日本でラグビーのワールドカップが開催されました。それまでラグビーに興味がなかった人たちも、日本代表選手の活躍に触発されて「にわかファン」になりました。ラグビーは、組織の力を存分に発揮して戦うスポーツです。2メートルを超えるような選手もいれば、小柄な選手もいて、それぞれが役割を果たしながらトライを狙います。前後半80分の試合時間中に一度もボールに触れない選手がいるといわれます。組織目標(トライを取る)達成のために各人が与えられた役割を果たすことでチームは試合に勝つことができます。

### 目標を共有するためのコミュニケーション

組織には目標があります。スポーツのチームであれば、試合で勝つことが目標です。企業であれば、お客さまの問題を解決してお金をいただき、一定の利益を確保して、より良いサービスを提供するために存続させることが目標です。「私たちは何のためにこの組織に属しているのか」という点を構成員

が理解し、納得して行動することが求められます。

組織内では、頻繁に会議や打ち合わせが行われます。それは、目標を共有し、目標達成のために各人の役割を確認し、行動するためです。組織運営において相互にコミュニケーションを取ることが重要です。

コミュニケーションは、通常「意思疎通」と訳されますが、この漢字4文字ではピンときません。コミュニケーションとは「分かり合おうとするプロセス」あるいは「イメージを共有すること」と表現した方がしっくりくると思います。

人間、どこまでいっても分かり合えないものです。「以心伝心」という言葉がありますが、幻想です。お互いに分かったつもりになっているに過ぎません。分かり合えないからこそ、手を替え、品を替え、分かり合おうとするのがコミュニケーションです。

あなたが部下に何かを指示したとします。そのとき、あなたが思い描いているものと部下が思い描いているものが同じだとは限りません。例えば、「プロジェクトが一段落したから、打ち上げとしておいしいものを食べに行こう」と言ったときに、あなたは寿司を思い描くかもしれませんが、部下はイタリア料理を想像するかもしれません。言葉から具体的に思い浮かべるものは、それぞれ異なるのが普通です。

具体的に思い描くものが違うのは、これまで見てきたものや聞いてきたことが人によって異なるからです。私たちは、自分の中にあるデータベースから情報を取り出して、具体的に思い描きます。「おいしいもの」という言葉と紐付いている料理は、あなたにとっては寿司かもしれませんが、部下にとっては、ステーキだったり、しゃぶしゃぶだったりします。

## 自分が考えるようには相手は考えていない

コミュニケーションを良くするには、自分が思い描いていることと相手が思い描くことが必ずしも一致していないという認識から始めることが必要です。自分が考えているように相手は考えていない……、この点からコミュニケーションを始めれば、「言った、言わない」とか「聞いた、聞いていない」といった不毛な口論をしなくて済むようになります。

お互いが思い描いていることを同じにするには、2往復以上の会話が有効です。これは、ある調査で確かめられています。例えば、あなたが部下に「今日の午後3時に〇〇さんが来店されるから準備をしておいてください」と指示したとします。部下は、通常のお客さまの施術に必要な道具や薬剤をそろえればよいと考えて準備に入ります。しかし、〇〇さんは特別なお客さまであり、通常の準備以外に必要なものが何点かあります。あなたは、部下もそのことを知っているだろうと考えていますが、必ずしもそうとは限りません。

そこで、確認が必要になります。「〇〇さんの施術に必要なものを挙げてみて」と部下に尋ねます。すると、〇〇さんについて部下がどれくらい認識しているかが分かります。時間にすると、ほんの1分



くらいのことですが、この確認をすることによって部下の理解度を知ることができ、必要に応じて追加の説明をすることで、あなたと部下とのイメージの共有が進みます。

組織の中で起こる「行き違い」のほとんどは、確認不足が原因になっています。「あのとき、時間を取って確認すればよかった」と思っても、後の祭りです。普段からちょっとだけ時間を取って確認することを習慣にしていけば、認識のズレによるミスを防ぐことができます。

## 組織を作って行動することの大切さ

「共通の目的を達成するために人々が集まって集団を作ることが組織」だと申し上げました。人は単独で仕事をすることはできません。1人で美容室を経営している方でも、美容室の設備は専門の業者に依頼して作ってもらう必要がありますし、道具や薬剤はそれを扱っている業者から購入しなければなりません。私たちは、ほかの人の助けがあってはじめて、1人の職業人としての役割を果たすことができるのです。

各都道府県にある美容（業）生活衛生同業組合（以下、美容組合と略称）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下、生衛法と略称）に基づいて設置されており、公的な役割を担う機関です。生衛法には、第1条に「生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的とする」と書かれています。事業者の経営の健全化とともに、国民にとって役に立つ活動を行うことが美容組合の責務です。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応において、美容組合は、美容業が日常生活に必要不可欠な業種として認定されるように政府に働き掛けました。また、いち早くガイドラインを作成するなどして、お客さまが安心して施術を受けられる店舗づくりに貢献してきました。これは、美容業で働く人たちが組織をつくって活動してきた結果であるといえます。もし、美容組合という組織がなかったら、美容業はもっと大変な状況に陥っていたことは想像に難くありません。

1人で美容室を経営していると、不安になることがあります。「ほかの美容室はどのように経営しているのだろうか」、「最新の施術はどうなっているのだろうか」など、情報不足になります。しかし、同業者が集まって組織を作っていると、そこで情報交換ができ、不安を和らげることができます。美容組合主催の講習会や研修会に参加すると、最新の情報を得ることができます。ほかの美容師から聞く話は示唆に富んでおり、自分のところでも試してみたいことがたくさん見つかります。ほかの美容師は競争相手でもあるのですが、同時に切磋琢磨する仲間でもあるのです。



## 今後の美容業発展のために

日本社会では、長寿化と少子化が同時に進んでいます。お客さまの高齢化は、美容室に足を運べない方が増えていくことを意味します。そういったお客さまに対応するために訪問美容という方法がありますが、具体的にどのような手続きをすればいいのかは美容組合が教えてくれます。

「少子化はお客さまの減少につながるので、顧客の取り合いになるのではないか」といわれています。確かに、日本人の数は減っていきませんが、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、日本に来る外国人観光客は増えていきます。モノからサービスに消費の中心が移っていますが、この現象は外国人観光客についても同じように起こっています。美容に関する日本の高い技術力を求めて外国人が来るようになったとき、美容室はどのように対応すればいいのか……、この点も美容組合が教えてくれます。

個人でできることには限りがあります。バラバラで対応していたのでは、大きな力は発揮できません。まとまって行動するからこそ、難しいことも乗り越えていけるのです。一人でも多くの美容師が美容組合という組織に集い、協力関係を強化することが美容業の発展にとって不可欠だといえます。





# 美容業における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン

全米連では、感染症の専門家および厚生労働省の助言に基づき令和3年11月17日に「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を改訂しました。本誌では、改訂されたガイドラインの全文を掲載いたします。

## 令和3年11月17日改訂版の主な改訂内容

- ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意することを明記
- 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策において、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ対策する旨の記載を追加
- 施設の換気について、「常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分以上が望ましい）に努める。」の記載を追加
- 施術中の対応策として、「顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をする（例えば、自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）。」の記載を追加
- 顧客の待合室での対応として、「顧客には、原則として飲食物は提供しない。」の記載を追加
- 従業員の感染防止のための管理として、品質の確かな、できれば不織布のマスクを正しく着用する旨の記載と、「普段から、毎日の健康状態を把握する。」「寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合などには、定期的なPCR検査の活用を検討する。」「必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底を検討する。」の記載を追加
- 新型コロナウイルス感染症についての連絡先に「医療機関」が追加
- 感染防止対策の実施状況の確認について、追加で記載



## I 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

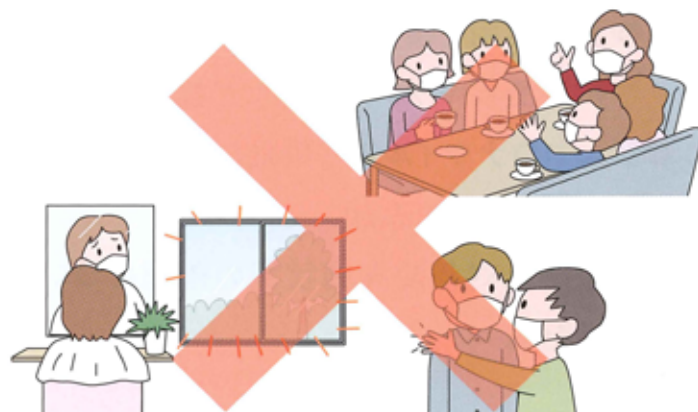
なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。



## II 感染防止のための基本的な考え方

開設者及び管理美容師は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底し、家族や身近な人を守り、顧客の安全を守ることを旨とする。ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意する。なお、従業員だけでなく事業主も自らがガイドラインを遵守することが求められていることに留意すること。





### III 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

## 1. リスク評価

開設者及び管理美容師はデルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染(①)と飛沫感染(②)のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

### ①接触感染のリスク評価

複数の従業員が共有する器具や、顧客も触れるドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位(受付テーブル、美容椅子、ドライヤー等の美容器具、美容用剤、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等)には特に注意する。



### ②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を判断して、人と人の距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や顧客に直接触れる作業がどこにあるか等々を評価する。

## 2. 施設内の各所における対応策

### ①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・ 人との接触を避け、対人距離を確保する(顧客への施術に影響がない範囲で、1m以上確保するように努める)。
- ・ 人と人が対面する受付等の場所では、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫する。
- ・ 電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに支払時にコイントレイの使用などにより、接触機会を減らすよう努める。
- ・ 感染防止のための来店者を整理する(密にならないよう、来店者数の調整及び美容椅子の間隔に配慮。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限を含む)。



- ・ 入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いを励行する。
- ・ デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、正しいマスク等の着用（従業員へのマスク着用の徹底を図り、顧客にもマスク着用を促すとともに咳エチケットを励行する。マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売する。）
- ・ 施設の換気について、厚生労働省作成

消毒薬等の設置

正しいマスク等の着用



「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組み、常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上が望ましい）に努める。

参考

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>  
 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ・ タオル、ケーブルの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施する。
- ・ 共用物品は最小限とする。
- ・ 従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行う。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCO A）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示し、QRコード読取を奨励する。



常時換気又はこまめな換気

## ②症状のある方の来店制限等

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある人の予約又は来店をご遠慮いただくことは、施

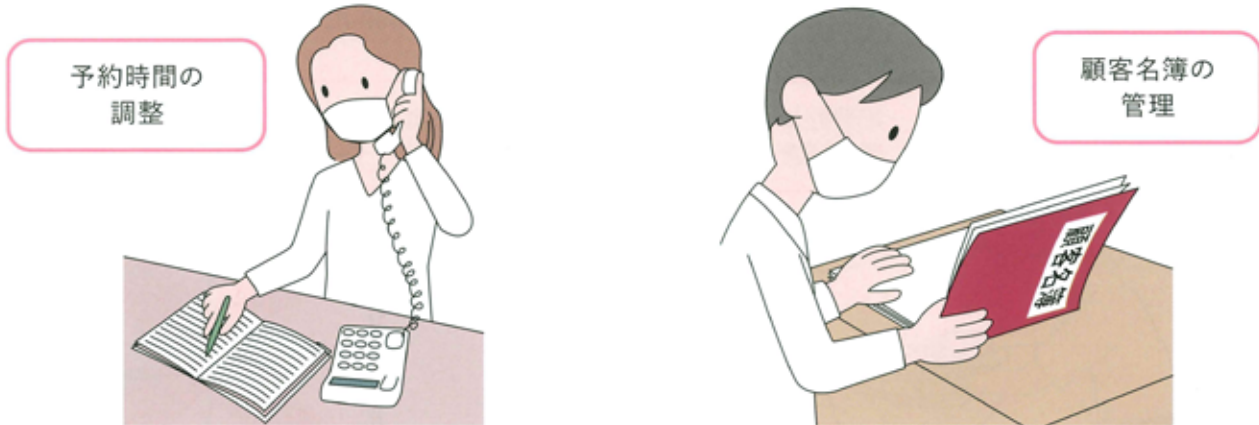


発熱や咳等の諸症状チェック



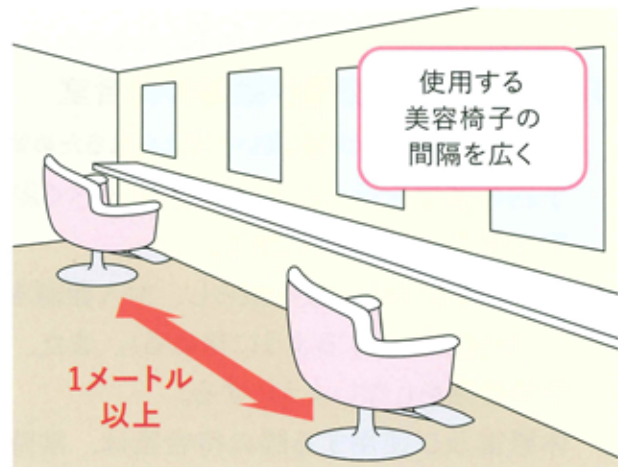
設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。このため、予約時及び来店時に問診を行うこととし、店側の対応等を説明し、状況によっては来店又は入店をご遠慮いただくことも考えられる。また、予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認するよう努める。

- ・ 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、顧客の名簿は3週間以上適正に管理することが重要である。



### ③ 施術中

- ・ 使用する美容椅子の間隔を広く確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、1m以上確保するように努める）、顧客を案内する際に密にならないようご案内する等の対応を行うこと。
- ・ 従業員は常にマスクを適切に着用すること。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとし、必要最小限の会話とすることに努めること。
- ・ 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）をマスクと併用すること。
- ・ 施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促し、マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売する（例えば、耳掛け紐にラップを巻く等、水濡れ防止策を施し顧客の不快感の軽減に配慮）。
- ・ 顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をする（例えば、自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）。



#### ④トイレ

(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤー（手を乾かすための物）は止め、タオルの共有は禁止する。



#### ⑤従業員の休憩室及び顧客の待合室

(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する（1m以上確保するように努める）。また、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ・ 休憩室及び使用する際の待合室は、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は、定期的に清拭消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。
- ・ 顧客には、原則として飲食物は提供しない。





## ⑥ ゴミの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

ゴミ捨て作業時にはマスクや手袋を着用



## ⑦ 清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウムを用いて始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・ 高頻度接触箇所を随時清拭消毒する。
- ・ タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行う。

界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃



## ⑧ その他

- ・ 本ガイドラインに記載がない部分については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」等の規定に基づいて衛生管理を行うこと。
- ・ 特に高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、予約時又は来店時により慎重に体調や体温等について伺い、場合によっては来店日を変更してもらう。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

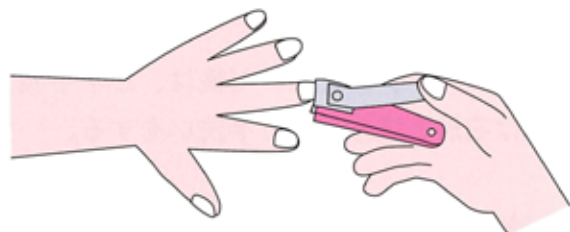
手が触れないところは通常清掃



### 3. 従業員の感染予防のための管理

- 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- 正しいマスク着用（品質の確かな、できれば不織布）や咳エチケットの徹底を図る。
- 必要に応じて手袋等を着用する。
- 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 出勤前に体温を確認することを従業員に求め、風邪症状や発熱がある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し、出勤しないことを求める。
- 普段から、毎日の健康状態を把握する。
- 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合などには、定期的なPCR検査の活用を検討する。
- 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底を検討する。

常に爪は短く



咳エチケットの徹底



マスクは、鼻からあごまでを覆い、隙間がないようにしましょう



ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆いましょう



上着の内側や袖で覆いましょう

時差出勤、自転車通勤の活用

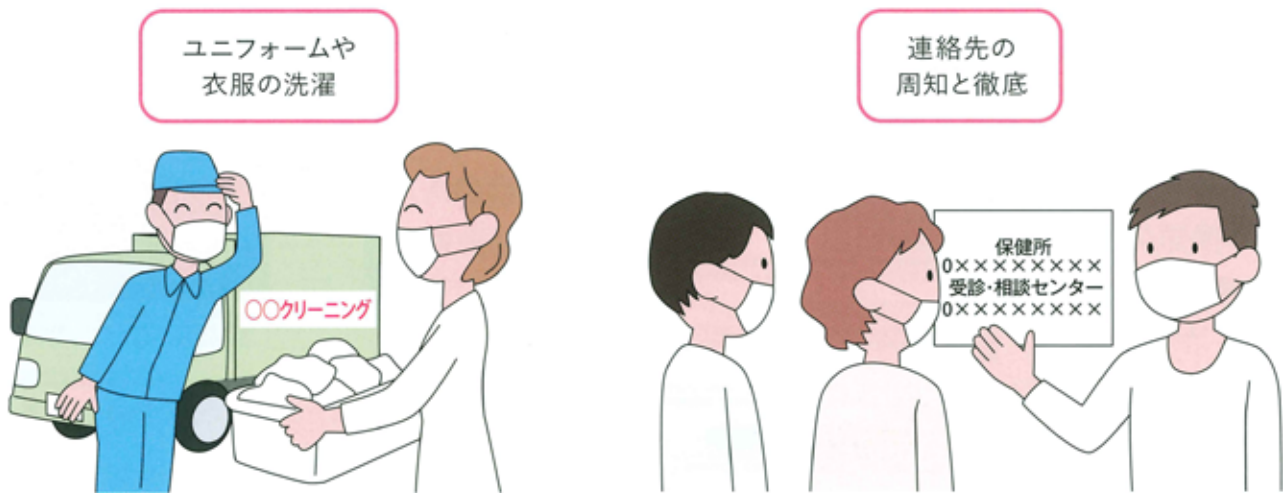


出勤前の検温





- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師等に報告することを徹底する。報告を受けた開設者及び管理美容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うこと。
- ・ これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理美容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「医療機関」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底する。
- ・ 従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知すること。
- ・ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。



#### IV 感染防止対策の実施状況の確認

本ガイドラインに記載されている感染防止対策を基に、チェックリストを作成するなどして施設管理者ならびに従業員が感染防止対策の実施状況を確認し、対策が不十分な点があれば改善するように努める。





## 新型コロナウイルスに関する相談・医療の 情報や受診・相談センターの連絡先

(厚生労働省  
ホームページ)



## 「人との接触を8割減らす、10のポイント」 を公表しました

(厚生労働省ホームページ)



## 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の 実践例を公表 しました

(厚生労働省  
ホームページ)



## 新型コロナワクチンについて

(厚生労働省ホームページ)



## 美容業における新型コロナ ウイルス感染 拡大予防ガイ ドライン全文 (全美連ホーム ページ)



## 美容業における新型コロナ ウイルス感染 拡大予防ガイ ドラインチェ ックシート

((公財)全国生活  
衛生営業指導セン  
ターホームページ)





# 美容業ガイドラインチェックシート

<b>1. 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策</b>	
1)	接触感染及び飛沫感染について、従業員や顧客等の動線、接触等を考慮したリスク評価を行いそのリスクに応じた対策を検討している
<b>2. 施設内の各所における留意すべき基本原則と対応策</b>	
1)	人との接触を避け、対人距離を1m以上確保するように努めている
2)	人と人が対面する受付等の場所では、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫している
3)	会計時には、電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに、支払い時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすように努めている
4)	感染防止のため密にならないよう、来店者数を調整している
5)	美容椅子の間隔に配慮している
6)	発熱又はその他の感冒様症状を呈している者については、来店を制限している
7)	入口や施設内にアルコール擦式手指消毒薬を設置し、励行している
8)	石鹸と流水による手洗いを励行している
9)	従業員には正しいマスクの着用を義務づけている
10)	顧客にはマスクの着用を促すとともに、咳エチケットを励行している
11)	マスクを持参していない顧客には、マスクの配布もしくは販売するようにしている
12)	施設内の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に以下の項目について取り組み、常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分間以上が望ましい)に努めている
①	機械換気設備がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて換気設備のフィルターの清掃等を行うこと
②	機械換気設備が無い場合は、30分に1回以上、数分間程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること
③	換気状況については、例えば、CO <sub>2</sub> センサーの使用等により、把握に努めること
④	窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPAフィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること
13)	タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒を、その都度実施している
14)	共用物品は最小限としている
15)	従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は、随時清拭消毒を行っている
16)	新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示し、QRコード読取を奨励している
<b>3. 来店時・施術中</b>	
1)	発熱・咳・咽頭痛などの症状がある人、濃厚接触の疑いがある人、過去14日以内に海外渡航や当該在住者との濃厚接触がある人を予約時・来店時に確認し、状況によっては来店・入店をご遠慮いただくようにしている
2)	密にならないよう施術の予約時間を調整している
3)	万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、顧客の名簿を3週間以上適正に管理している
4)	使用する美容椅子の間隔を1m以上確保している
5)	顧客を案内する際に接触を避けるようにしている
6)	従業員は常にマスクを適切に着用している。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとしている
7)	会話は必要最小限としている
8)	従業員は、必要に応じてフェイスガード、ゴーグル等をマスクと併用している
9)	施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促している(耳掛け紐にラップを巻く等、水濡れ防止策を施し顧客の不快感の軽減に配慮すること)
10)	マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売している
11)	顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をしている(自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入)



#### 4. トイレ

- 1) 便器内は通常の清掃とし、不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行っている
- 2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している
- 3) 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いを促すよう表示している
- 4) ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している
- 5) ハンドドライヤー（手を乾かす設備）は使用中止にし、タオルの共有は禁止している

#### 5. 従業員の休憩室及び顧客の待合室

- 1) 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにしている
- 2) 一度に休憩する従業員数を減らし、対人距離を確保している（1m以上確保するように努める）
- 3) 対面で飲食や会話をしないようにしている
- 4) 休憩室及び待合室を使用する際は、常時換気している
- 5) 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は定期的に清拭消毒している
- 6) 従業員が休憩室を使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いを促すよう指導している
- 7) 顧客には、原則として飲食物は提供していない

#### 6. ゴミの廃棄

- 1) 鼻水・唾液などが付いた可能性のあるゴミは、ビニール袋に密閉して縛り回収している
- 2) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している
- 3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている

#### 7. 清掃・消毒

- 1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃している
- 2) 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウム等を用いて始業前、終業後に清拭消毒している
- 3) 高頻度接触箇所は随時清拭消毒している
- 4) タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」の規定に基づいて行っている

#### 8. 従業員の感染予防のための管理

- 1) 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている
- 2) 正しいマスク着用（品質の確かな、できれば不織布）や咳エチケットの徹底を図っている
- 3) 必要に応じて手袋等を着用している
- 4) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている
- 5) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している
- 6) 出勤前に体温を確認し、風邪症状や発熱がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し出勤しないことを求めている
- 7) 従業員が新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師に報告することを徹底している
- 8) 上記の報告を受けた場合は、必要に応じて保健所に相談し、指示を受けることとしている
- 9) 普段から、毎日の健康状態を把握している
- 10) 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合は、定期的なPCR検査を活用している
- 11) 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底をしている
- 12) 新型コロナウイルス感染症について相談目安及び「保健所」、「医療機関」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知している
- 13) 従業員に対し、厚生労働省や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「新しい生活様式の実践例」などの指導・通達を周知している
- 14) 従業員のワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照している

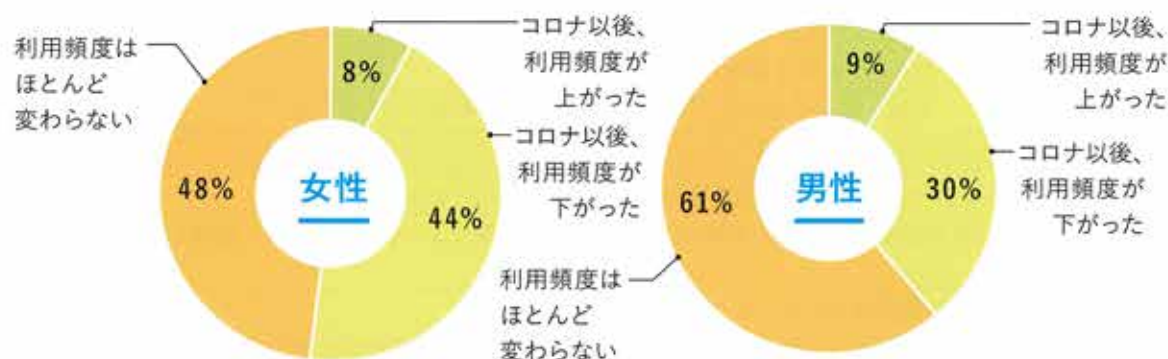
# 新型コロナウイルス感染予防対策について

中小企業診断士・社会保険労務士 古山文義

## はじめに

令和2年1月に全米連と（公財）全国生活衛生営業指導センターが実施した、『コロナ禍における美容室利用実態調査』によると、令和2年のコロナ禍において、女性で44%、男性で30%のお客さまが「コロナ以後、利用頻度が下がった」と回答しました。

### 美容室利用頻度変化と新型コロナの影響



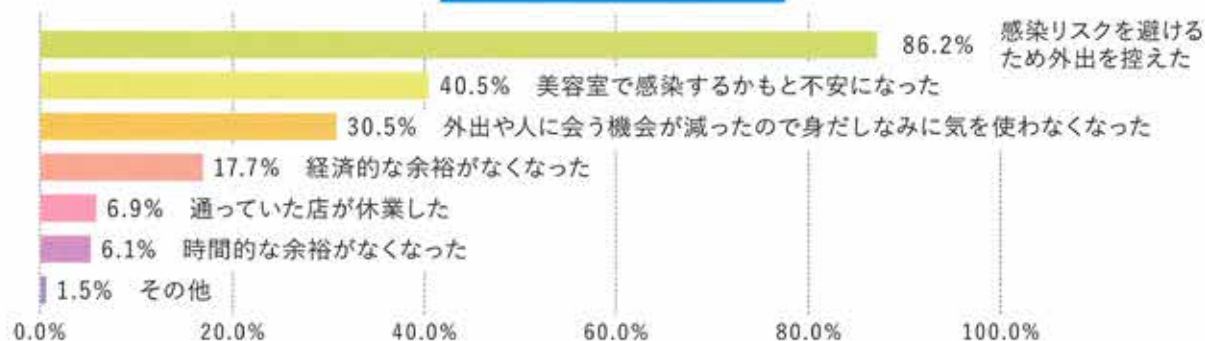
また、同調査では、お客さまの来店頻度が下がった理由として、

- ・「感染リスクを避けるため外出を控えた」86.2%
- ・「美容室で感染するかもと不安になった」40.5%

と回答しており、新型コロナウイルス感染リスクの不安が上位を占めています。

この調査結果から、令和2年は多くのお客さまが新型コロナウイルスの感染を懸念して、美容室への来店を控えてしまったことがわかります。

### 頻度が下がった理由





お客さまの新型コロナウイルス感染の懸念を払しょくするためには、美容室が新型コロナウイルス感染対策を徹底し、新型コロナウイルスの店内への侵入を防ぐことおよび新型コロナウイルスが店内に侵入した際に、従業員やお客さまへの感染拡大を防ぐことが重要になります。

本誌では、

- ・新型コロナウイルスが店内に侵入することを防ぐ取り組みを、『**美容室の外の対策**』
- ・新型コロナウイルスが店内に侵入した際に、他者への感染拡大を防ぐ取り組みを、『**美容室の中の対策**』

として、2つに分けています。

次頁以降では、どのような目的の新型コロナウイルス感染予防対策であるのかを明確にしています。感染対策を講じていただくことで、お客さまの不安を少しでも取り除いていただき、新型コロナウイルス感染予防対策の参考にしていただければと思います。

## 1. リスク評価

『美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』では、デルタ株などの変異株の拡大も踏まえリスク評価として、開設者および管理美容師は新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である「①接触感染」、「②飛沫感染」のそれぞれについて、従業員や顧客などの動線や接触などを考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討するとしています。

### ① 接触感染のリスク評価

複数の従業員が共有する器具や、顧客も触れるドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。

高頻度接触部位（受付テーブル、美容椅子、ドライヤーなどの美容器具、美容用剤、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意しましょう。

### ② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を判断して、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や顧客に直接触れる作業がどこにあるか、などを評価しましょう。



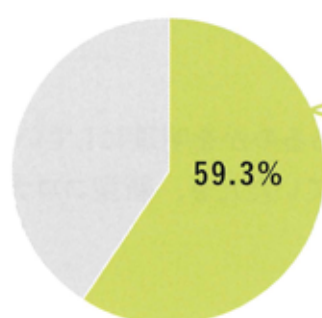
上記の通り、リスク評価においては、接触感染および飛沫感染の観点を持ち、接触頻度や距離で評価しましょう。

## II 美容室の外の対策

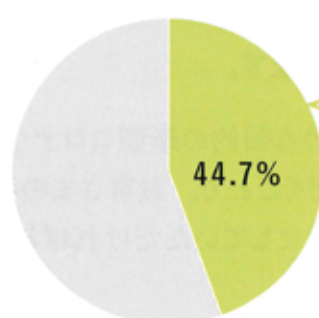
美容室における新型コロナウイルス感染予防対策として、新型コロナウイルスが美容室の中へ侵入することを防ぐことはとても重要です。具体的には、新型コロナウイルスに感染している従業員やお客さまの入店を防止することです。ここでは、新型コロナウイルスが従業員とお客さまを經由して店内へ侵入することを防ぐ取り組みを紹介します。

### 1. 従業員感染予防対策

#### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



従業員は常に正しくマスクを着用。必要に応じてフェイスガード・ゴーグルなどを使用



従業員は客との会話も最小限にする



お客さまは従業員からの新型コロナウイルス感染を大きな不安要素として考えていることが分かります。実際に新型コロナウイルスの美容室への侵入経路として、従業員が感染しており、感染した従業員が美容室内で施術を行い、お客さまも感染してしまうことは十分に考えられます。従業員が新型コロナウイルスに感染しないように、次のような対策を行きましょう。

#### ●従業員管理の徹底

従業員の感染を予防するため、普段から健康観察アプリを活用するなど、毎日の健康状態を把握することを求め、美容室外での行動についても教育を行きましょう。具体的には、従業員に対し、これまで厚生労働省が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知し、徹底しましょう。

また、出勤前に体温を確認することを従業員に求め、風邪症状や発熱がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の疑いがある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者および管理美容師などへ報告をするように徹底し、出勤しないように求めましょう。

#### ●時差出勤・自転車通勤の利用

「市中感染」とは、「院内感染」と対をなす言葉で、病院などの医療機関に立ち入っていないのにも



関わらず、日常生活を送っている人が感染症にかかることをいいます。

新型コロナウイルス感染症では、市中感染によるクラスターの発生が日々報告されています。通勤時の密集した場所を避け、従業員の市中感染を防ぐために、出勤時間をずらす時差出勤や、自転車通勤、一時的なコミュニティーサイクル<sup>※</sup>の活用などを推奨しましょう。

※コミュニティーサイクルとは、街中の自転車貸出拠点（ポート）から、利用者がどこでも貸出・返却できる新しい交通手段で、「自転車シェアリング」、「都市型レンタサイクル」とも呼ばれます。



## 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

**1** ビデオ通話で  
オンライン  
帰省

**2** スーパーは1人  
または少人数  
ですいている  
時間に

**3** ジョギングは  
少人数で  
公園は  
すいた時間、  
場所を選ぶ

**4** 待てる買い物は  
通販で

**5** 飲み会は  
オンラインで

**6** 診療は遠隔診療

**7** 筋トレやヨガは  
自宅で  
動画を  
活用

**8** 飲食は持ち帰り、  
宅配も

**9** 仕事は在宅勤務

**10** 会話はマスク  
をつけて

### 3つの密を 避けましょう

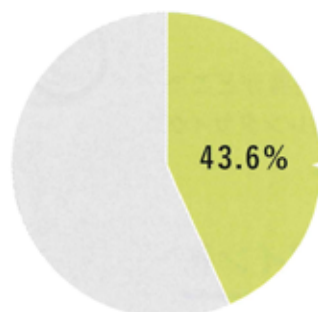
1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・  
咳エチケット・  
換気や、健康管理  
も、同様に重要です。

出典：厚生労働省「人との接触を8割減らす、10のポイント」一部改変

## ●全社的な情報の共有

### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



万が一感染者が出た場合は、2週間以内に来店したすべての客に連絡する



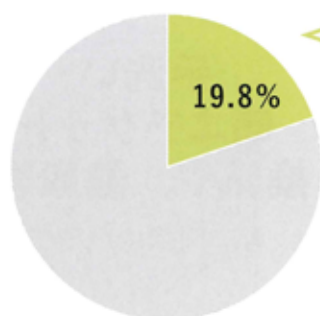
このことから、従業員に感染者が確認された場合の素早い対応が、美容室に求められています。感染状況を早期に把握するため、従業員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機などの措置を要請された場合は、速やかに開設者および管理美容師などに報告することを徹底しましょう。

また、日ごろから、誰でも感染する可能性があることを共有し、感染した際に報告しやすい職場の雰囲気づくりを心掛けましょう。報告を受けた開設者および管理美容師などは、必要に応じて保健所に相談し指示に従いましょう。

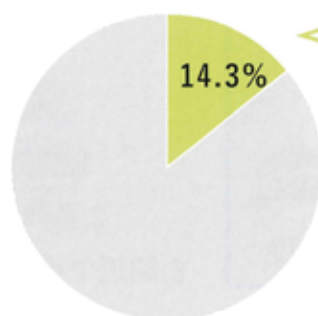
感染者が確認されてから、事後に体制を構築するのではなく、報告を受ける担当者（開設者および管理美容師など）や情報を取り扱う範囲を事前に定めておきましょう。新型コロナウイルス感染症についての相談目安および、「保健所」、「医療機関」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底しておくことも、従業員の自発的な報告を促す取り組みとして重要です。「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」については、本誌P15を参考にしてください。

## ●定期的なPCR検査・ワクチン接種の推奨

### お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナ感染予防対策



スタッフ全員がPCR検査済みであることをワッペンなどで表示する



スタッフ全員がワクチン接種済みであることをワッペンなどで表示する





美容業とは異業種になりますが、公立病院やフィットネス業、不動産業の一部では、社員全員にPCR検査を定期的実施することで、お客さまの不安を払しょくし、安心感を与える取り組みを行っています。こうした取り組みまでは難しいかもしれませんが、必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用、定期的なPCR検査の実施を従業員に促し、お客さまへ安心感を与えましょう。

その際は、厚生労働省のホームページに、PCR検査や抗原検査などの「自費検査を提供する検査機関一覧」（本誌P14参照）が掲載されていますので、参考にしましょう（令和3年12月現在、各自治体において、PCR検査等無料事業が拡大しつつあります。こうした事業の活用なども検討してみましょう）。

また、ワクチンについても接種希望者がスムーズに打つことができるように、ワクチン接種のための時間の確保や、副反応における休暇制度を設けるなどの環境を整えましょう。ワクチン接種については、厚生労働省のホームページに「新型コロナワクチンについて」（本誌P15参照）が掲載されていますので、参考にしましょう。

## 2. お客さまの感染予防対策

来店されるお客さまに対しての感染予防対策についてご紹介します。

### ●入店前の手指消毒

#### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策

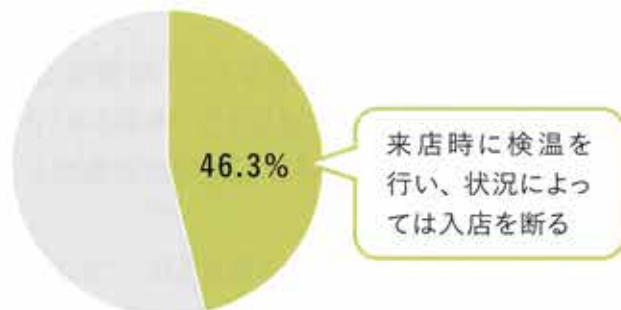


これは、美容室において実践してほしい新型コロナ感染予防対策の第1位となっており、多くのお客さまが要望されている取り組みです。

新型コロナウイルスに人が罹患する要因の1つには、手に付着した新型コロナウイルスが、物品に付着し、そこからまた手を介して鼻や口、目から体内に入ることが挙げられます。よって、お客さまへの手指消毒を徹底することで、美容室を新型コロナウイルスから守り、新たな感染も防ぐことにつながります。

## ●入店前の検温

### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



入店時の検温について、無症状のお客さまや潜伏期間中のお客さまは発熱がなく、効果が限定的であるという指摘もあります。しかしながら、美容室で検温を義務化することで、お客さまへ安心感を与えます。

また、症状のあるお客さまについて、美容室が検温を義務化していることで、自主的に来店を控えていただくよう抑制する力が働きます。体温計のみで比較的簡単に取り組みますので、入店時検温の義務化を検討してみましょう。

## ●入店前の問診

### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



入店時の問診も検温と同様に、感染の可能性があるお客さまの来店を抑制する効果があります。問診を義務化することで、症状のあるお客さまの来店を制限するようにしましょう。

また、お客さまが記入された問診票は万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、3週間以上適正に保管・管理しましょう。



### III 美容室の中の対策

美容室における新型コロナウイルス感染予防対策として、新型コロナウイルスが店内に侵入した際に、他者への感染拡大を防ぐ取り組みをご紹介します。

『美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』によると、美容室内での感染防止のための基本的な考え方として、開設者および管理美容師は、施設の規模や提供するサービス形態を十分に踏まえ、施設内およびその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。特に

1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
2. 密集場所（多くの人が密集している）
3. 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発声が行われる）

という、3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられるとしています。

ここからは、美容室内の対策として、「三つの密」が発生しないようにする取り組みを紹介します。



#### 1. 密閉空間

密閉空間とは、「換気の悪い密閉空間」を指します。

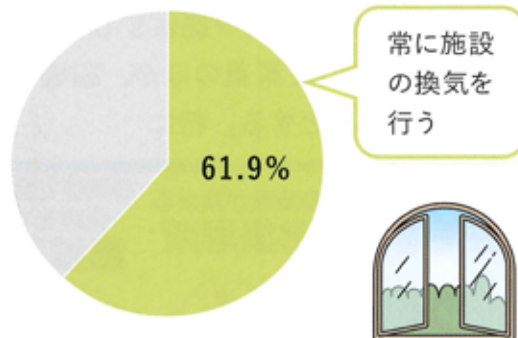
首相官邸が発表している『3つの密を避けるための手引き!』によると、「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋が危険」というわけではなく、密閉空間を防ぐためのカギは「換気の程度」にあるとしています。空気感染、飛沫感染を起こす新型コロナウイルス対策では、換気の回数がとても重要だと考えられています。美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインでは、厚生労働省作成『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法（本誌P14参照）を参考に取り組み、常時換気またはこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上が望ましい）に努めることとされています。

ただし、「換気の悪い密閉空間」は、新型コロナウイルス感染拡大リスクの1つであるため、十分な換気を行うだけで、感染を確実に予防できると文献などで明らかになっているわけではないことにも留意が必要です。

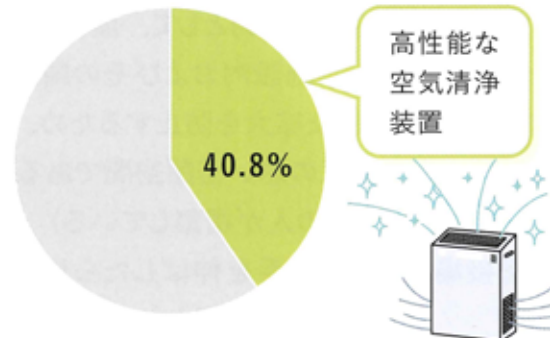
換気をしていれば良いというわけではありませんので、「換気の悪い密閉空間」を防ぐとともに、総合的な新型コロナウイルス感染予防対策に取り組みましょう。

## ●換気を行う

### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナウイルス感染予防対策



### お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナウイルス感染予防対策



美容室内が密閉空間になるリスクが高いことを多くのお客さまも認識しており、美容室内の密閉空間の防止が、お客さまニーズを満たす上で、とても重要であることが分かります。

換気のやり方について大切なことは、風の流れるようにすることです。窓がある場合は、2方向の窓を、1回、数分間程度（1時間に2回以上、5分間以上が望ましい）、全開にしましょう。窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機やサーキュレーター、換気扇を併用するなど、工夫をすれば、換気の効果はさらに上がります。

窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるように定められています。

したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備（業務用エアコンなど）によって、換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。

また、さらに換気量を増やすことは予防対策に有効ですので、冷暖房効率は悪くなりますが、可搬式の空気清浄装置を活用することや、ドアを開けるなど、換気設備の外気取り入れ量を増やしましょう。

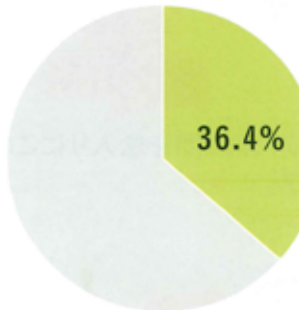
一方で通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていませんので、別途換気の確保が必要となり、注意しなければなりません。





## ●トイレを清潔に保つ

## お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



トイレのハンドドライヤー、タオルの共有は禁止してペーパータオルか個人用タオルを準備する



美容室において、トイレは「換気の悪い密閉空間」になるリスクの高い場所です。感染リスクが比較的高いと考えられるため、留意しましょう。また、お客さまもトイレ内での新型コロナウイルス感染を危惧していることから、トイレにおいて十分な対策を講じましょう。

新型コロナウイルスは感染者の便などの排泄物からも検出されています。トイレの蓋を開けたままで水を流すと、人の背の高さぐらいまで細菌やウイルスが舞い上がります。それが約90分間も個室内の空气中に滞留する可能性があり、「換気の悪い密閉空間」であるトイレにおいて、感染が拡大する危険性が高まります。汚物を流す前に蓋を閉めるということは、比較的簡単にできる感染対策ですので、積極的に推奨しましょう。例のようにステッカーを使ってトイレの蓋を閉めてから、汚物を流すように表示し、視覚に訴えるのも効果的です。



トイレでの表示の例

便器内の清掃について、通常の清掃で問題ありません。不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口などは定期的に清掃消毒を行いましょう。その際に、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備し、使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするように表示しましょう。正しい手の洗い方を表示することも効果的です。

## ●休憩所・待合室

トイレと共に、美容室内で「換気の悪い密閉空間」のリスクが高い場所に、従業員の休憩室およびお客さまの待合室があります。感染リスクが比較的高いと考えられるため、十分に留意しましょう。「換気の悪い密閉空間」のリスクが高いことを認識し、休憩室および使用する際の待合室は、常時換気することに努めましょう。

また、トイレと同様に共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口など）は、定期的に清掃消毒をすること、従業員が使用する際は、入退室の前後に手指消毒または石鹸と流水による手洗いを推奨しましょう。

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲を伸ばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

出典：厚生労働省「正しい手の洗い方」一部改変

手洗いについては、感染予防対策の基本となりますので、厚生労働省が公表している「正しい手洗い方法」などを参考に、今一度確認しましょう。

正しい手洗い方法（厚生労働省 YouTubeチャンネル）⇒

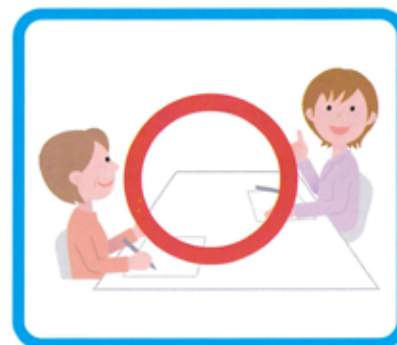


## 2. 密集場所

密集場所とは、「多くの人々が密集している」場所を指します。新型コロナウイルスの感染経路である飛沫感染は、くしゃみや咳による飛沫で他者に感染させてしまいます。このくしゃみや咳などの飛沫が到達する距離が、くしゃみで3メートル、咳で2メートルといわれています。

密集することで、飛沫が到達しない距離を保つことが難しくなり、感染が拡大することが考えられています。首相官邸が発表している『3つの密を避けるための手引き!』によると、ほかの人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）が推奨されています。

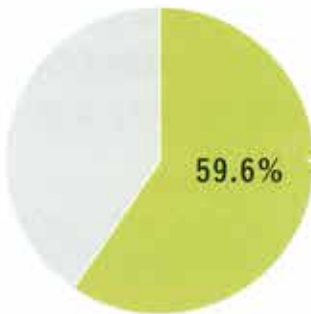
美容室が「多くの人々が密集している」場所となることを防ぐことは、新型コロナウイルス感染拡大を抑える重要な要素となりますので、対策を講じて、美容室が密集場所となることを回避しましょう。





●来店客の平準化

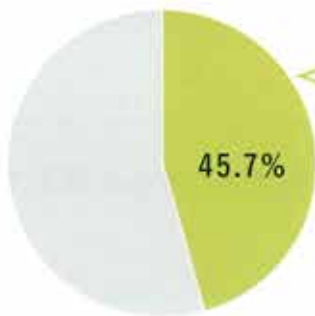
お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



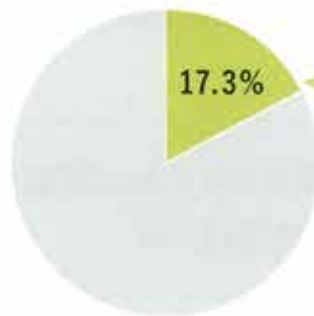
密にならないよう、来店客数を調整する



お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナ感染予防対策



完全予約制



店の混雑状況をリアルタイムで配信



多くのお客さまは、美容室が「多くの方が密集している」場所となり混雑することによって、新型コロナウイルスに感染する不安を持っていることが分かります。

お客さまの不安に対応するために、美容室の来店顧客の平準化に取り組みましょう。平準化とは、「ある一定の期間に集中してしまうお客さまを可能な限り全体的に均一する」ことを指します。

例えば、現状土曜日・日曜日の来店客が多く繁忙期となり、水曜日などのウィークデーが比較的閑散期となっている美容室が多いようです。この場合、土曜日・日曜日は美容室が「多くの方が密集している」場所となり、新型コロナウイルスの感染リスクが大きく高ま

平準化のイメージ図

変動性: 高



平準化

変動性: 低



ります。そこで、土曜日・日曜日に来店するお客さまを、代わりに水曜日などのウィークデーに来店していただけるように促し、全体的に均一にすることで平準化します。

来店客を可能な限り均一化する方法として、平日のお客さまの来店可能時間が朝早くや、夜遅くであることを想定し、お客さまのニーズをとらえて営業時間を変更してみることや、曜日や時間帯により施術価格を変更する「ダイナミックプライシング」を採用することが考えられます。来店客を平準化することは、新型コロナウイルス感染予防の密集場所への対応に加えて、従業員の稼働率の向上や閑散期の利益率の改善など、美容室の経営にも大きな効果がある取り組みですので、ぜひ検討してみましょう。

### ●美容室の滞在時間短縮

美容室に滞在する時間は平均で女性約98分、男性約60分でした。女性は20代の107分をピークとして、年代が上がるほど時間は少しずつ短くなる傾向が見られます。男性は年代による違いはありません。

『コロナ禍における美容室利用実態調査』において、美容室に滞在する時間と新型コロナウイルス感染リスクとして、

- ・「美容室の滞在時間が長くなれば新型コロナウイルス感染のおそれも大きくなると考えている」が女性63.9%、男性55.1%

でした。コロナ対策がとても気になる層では、82.1%が美容室の滞在時間と、新型コロナウイルス感染は関係があると考えていました。

### お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナウイルス感染予防対策



このことから、美容室が「多くの人々が密集している」場所であるとお客さまが考えており、コロナ禍においては、施術の短縮による滞在時間の短縮を望んでいることが分かります。

作業の効率化により、作業時間を短縮でき、作業時間を短縮することで、お客さまをお待たせしないようにしましょう。具体的には、お客さまへのサービス提供に直接関わる時間を短縮することで、



お客さまをお待たせする時間が少なくなります。また、お客さまへのサービス提供に直接関わらない時間であっても、それを短縮することで、従業員の負担を軽減でき、捻出できた時間を有効活用することが可能となります。

施術の効率化を検討する際には、改善の4原則

- ①作業を無くせないか
- ②作業を一緒にできないか
- ③作業の順番を変えることができないか
- ④作業を簡単にできないか

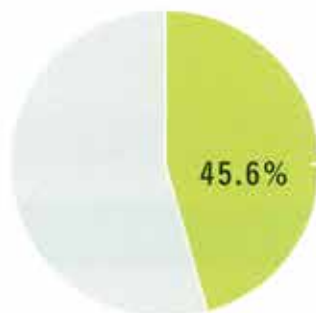
を、考慮に入れながら行うと良いでしょう。

特にコロナ禍において、コロナ以前と同じ施術を行っている場合は、施術の効率化による、お客さまの滞在時間の短縮を目指しましょう。

### ●2Sの徹底・レイアウト

お客さまの滞在時間を短縮することは、密集場所となることを防ぐために、とても有効な施策です。さらなるお客さまの滞在時間を短縮するために、「探す」時間と「移動」時間を最小にしましょう。「探す」時間や「移動」時間は何も価値を生み出さないため、「探す」時間を最小にするには、「整理」、「整頓」をすることで物を減らし、すぐに取り出せるようにする。「移動」時間を最小にするには、最短距離、最小回数で済むレイアウトに変更して「動線改善」をすることなどが挙げられています。

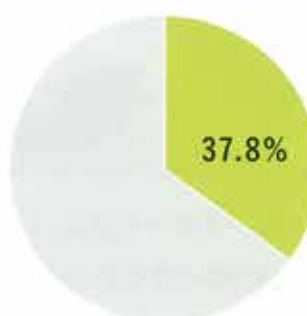
### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナウイルス感染予防対策



対人距離を確保する  
(美容椅子の間隔や  
待合スペースなど)



### お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナウイルス感染予防対策



個室/半個室 (椅子の  
間をパーテーション  
などで仕切る)



多くの美容室では既に密集対策として、対人距離を確保するために、美容室内のレイアウトを変更していると考えられます。

そこで、変更したレイアウトにおいて、価値を生み出さない「探す」時間や「移動」時間が無いか再度検討してみましょう。

### ●対面接触時間を減らす機器

#### お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナ感染予防対策



全自動の  
洗髪マシン

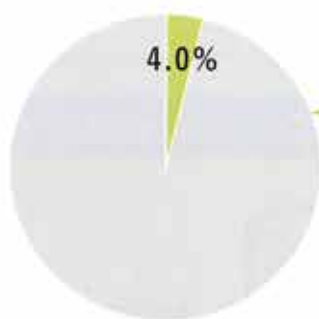


お客さまと従業員の近接した対面接触時間を減らす機器の導入も有効です。これは、接触時間を極力減らすことで、密接した時間を減らすことができるためです。具体的には、シャンプー業務を自動で行う自動洗髪機や、髪をある程度まで乾かし、お客さまと従業員の接触時間を減らすことができる自動毛髪乾燥機などです。

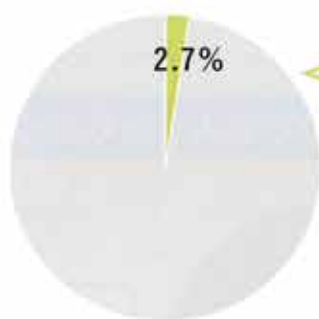
対面接触時間を減らす機器の導入についての要望は少なく、これらの機器を導入している美容室は多くはありませんが、導入を検討してみましょう。

### ●リモート化

#### お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナ感染予防対策



リモートによる事前  
カウンセリング



リモート  
美容室



上記のように、リモートサービスのニーズがあります。これは、リモートサービスにより、お客さまが美容室の密集を避けることができることや、美容室の滞在時間を短縮できることが要因にあると



考えられます。具体的なリモートサービスとして、SNSを活用した来店前のカウンセリングや、お客さまとビデオ通話を行いながらセルフカットをするサービスが最近では少しずつ増えてきています。

リモートサービスについての要望としては少なく、リモートサービスに対応できている美容室は現状で多くありませんので、他店との差別化を図る目的で、これらも検討してみましょう。

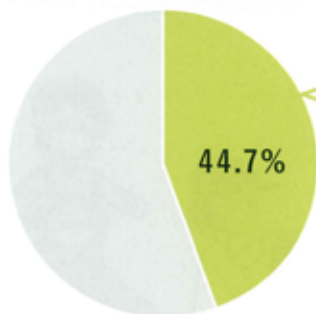
### 3. 密接場面

密接場面とは「互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる」場面を指します。首相官邸が発表している『3つの密を避けるための手引き!』によると、密接した場面での会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちであり、WHO（世界保健機関）は「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。

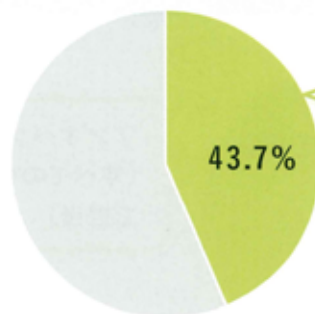
密接場面は、飛沫が多く飛び散る場面ですので、新型コロナウイルス感染リスクが一段と高くなってしまいます。しかし現状、美容室のサービス形態から、密接場면을全てなくすることは困難です。密接場面における新型コロナウイルス感染予防対策を徹底して、感染リスクをなくしていきましょう。

#### ● 施術中対応

#### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



従業員は客との会話も最小限にする



客用のマスクを用意するなどして着用を促す



お客さまが従業員や、ほかのお客さまからの飛沫による新型コロナウイルス感染を不安に思っており、密接場면을敬遠していることが分かります。『美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』では、施術中は、次の5点を設定しています。

- ①使用する美容椅子の間隔を広く確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、1メートル以上確保するように努める）、顧客を案内する際に密接場面にならないようご案内するなどの対応を行うこと。
- ②従業員は常にマスクを適切に着用すること。特にシャンプー、化粧、まつ毛エクステンションなどの顔面作業時およびネイルの施術時には必ず着用することとし、必要最小限の会話とすることに努めること。
- ③必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、

ゴーグル等)をマスクと併用すること。

- ④施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促し、マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売する（例えば、耳掛け紐にラップを巻くなど、水漏れ防止策を施し顧客の不快感の軽減に配慮）。
- ⑤顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をする（例えば、自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）。

密接場面においては、お客さまがマスクを外した状態のときが、最も感染リスクが高まります。お客さまにもマスクの着用を促し、マスクを外した状態での施術においては、会話を慎むようにしましょう。

また、厚生労働省より「正しいマスクのつけ方」が公表されていますので、今一度確認し、正しいマスクのつけ方を徹底しましょう。

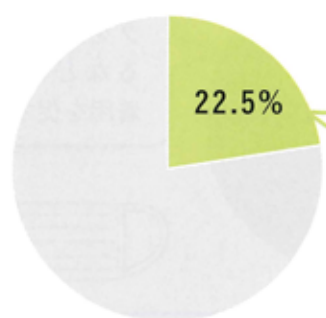
正しいマスクのつけ方（厚生労働省 YouTubeチャンネル）⇒



## ●多能工化

多能工化とは、1人の働き手が複数の技術や技能を身につけて、状況に応じて複数の業務に対応できるようにすることを意味します。従業員を多能工化することで、作業の効率が向上することが知られています。

### お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナ感染予防対策



ワンオペレーション  
(すべての作業を1人で担当)



複数の従業員が施術に関わることで、お客さまには、施術中に多くの密接場面が生じてしまっており、新型コロナウイルス感染リスクが高まってしまいます。「すべての作業を1人で担当する」、施術のワンオペレーションを検討しましょう。

人材不足を補うためには「限られた人数で、高品質・高効率で仕事をする」ことが求められています。「限られた人数で、高品質・高効率で仕事をする」ことは、人材不足を補う以外に、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、密接場面や密集場所の回避にとっても有効です。施術のワンオペレーションを目指して、「限られた人数で、高品質・高効率で仕事をする」ために、従業員を上手く指導して、スキルアップしましょう。

従業員指導の取り組み手順は、次のことを意識して取り組みましょう。



## ①教える優先順位を決める

業務内容を洗い出し、実施頻度と難易度から優先順位を決めます。実施頻度が多く、かつ比較的簡単な業務を、最も優先順位の高い業務とします。次に多少難しくても実施する頻度が多い業務を2番目に優先順位が高い業務とします。このように業務を整理し、優先して仕事を教えます。優先順位に基づき、業務内容を洗い出して、指導した日や習得した日を確認していきましょう。

## ②マニュアルを作成する

具体的で効率が良くなるマニュアルを作成します。特に写真を入れたり、施術をしているところを動画で撮影しマニュアルにすることもオススメです。

## ③コツを押さえて教える

教え方のポイントや相手のタイプ別のポイントなどを確認します。教える順番は、教える準備をする、説明しながらやってみせる、やらせてみるとなります。

## ④やる気、やりがいを高める

定期的な話を聞く機会を設けます。コミュニケーションを積極的に取ることで、良い人間関係が築かれます。また従業員参加型の技術コンテストなどを企画することも従業員のモチベーションアップにつながるでしょう。

従業員の育成に取り組むことで、多能工化によるワンオペレーションの施術を実現し、密接場面の回避につなげましょう。

## ●キャッシュレス決済

## お客さまが美容室で導入したら安心できると考える新型コロナ感染予防対策



『美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』では、電子マネーなどの非接触決済の導入を奨励するとともに、支払時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすように努めるとされています。

2021年6月に経済産業省から発表された『キャッシュレス決済実態調査アンケート』によると、72%の企業がキャッシュレス決済を導入していると回答しました。新型コロナウイルス感染症の影響で、お客さまのキャッシュレス決済の利用も増えていますので、キャッシュレス決済の導入を検討し

ましよう。

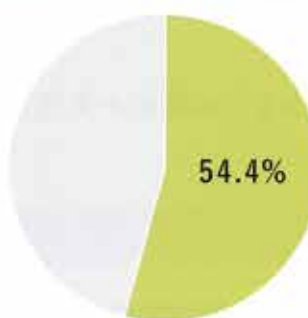
キャッシュレス決済を導入することで、レジでの支払いを素早く済ませることができる（滞在時間を削減することができる）、現金に触れることによる新型コロナウイルス感染を防げる（密接場面を回避できる）などの効果があります。キャッシュレス決済のアプリケーションには右記のようなものが挙げられます。

### タイプ例キャッシュレス決済アプリの例

タイプ	アプリ
通信系キャリア	PayPay、LINE PAYなど
交通系プリペイド	Suica、Pasmoなど
国内クレジット	Rakutenカードなど
デバイス/OS	Apple Payなど

#### ●見える化

### お客さまが美容室で実践してほしいと思う新型コロナ感染予防対策



従業員や客が共用するものやよく触るところは随時消毒する



『美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』では清掃・消毒について以下のよう示しています。

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃をする。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウムを用いて始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃でよい。
- ・高頻度接触箇所を随時清拭消毒する。
- ・タオル、皮膚に接する器具および間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行う。

また、同調査の、美容室に導入してほしい新型コロナ感染予防対策として、以下が挙げられています。

- ・よく使う場所、よく触る場所などが消毒済の場合、「消毒済」と書かれた紙を貼ったりして、きちんと消毒がされているということを従業員同士はもちろん、お客さまから見ても簡単に分かって安心できるようにしてほしい。



消毒済に見える化した例



い。

- ・コロナ対策をしていることを店内に掲げたり、ホームページに細かく記載してほしい。
- ・安心するので、使用している器材が消毒されていることを目で見て分かるようにしてほしい。

お客さまは、美容室が取り組んでいる新型コロナウイルス感染予防対策について、多くの情報を知りたいと考えています。取り組んでいるサービスの見える化を行い、お客さまに安心していただきましょう。

## 参考資料

『3つの密を避けるための手引き!』（首相官邸ホームページ）  
 (<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>)



『感染拡大防止特設サイト』（内閣官房ホームページ）  
 (<https://corona.go.jp/proposal/>)



『!手洗い』（厚生労働省ホームページ）  
 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>)



『人との接触を8割減らす、10のポイント』（厚生労働省ホームページ）  
 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html))



『キャッシュレス決済実態調査アンケートを行いました。』（経済産業省ホームページ）  
 (<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210618002/20210618002.html>)



# 接種証明書を スマートフォンアプリで発行できます



## 新型コロナウイルスワクチン接種証明書 (英語名: COVID-19 Vaccination Certificate)

- ・ 2021年12月20日から App Store および Google Play で公開されています。
- ・ 日本政府公式の新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリです。
- ・ 日本国内用、海外用の接種証明書をアプリで発行できます。

デジタル庁  
Digital Agency



### 利用手順 1

#### こちらをご用意ください

##### ●スマートフォン

- ・ マイナンバーカードが読み取れる端末  
(NFC Type B 対応端末)
- ・ iOS 13.7 以上
- ・ AndroidOS 8.0 以上

##### ●その他必要なもの

- ・ マイナンバーカードと暗証番号 4 桁  
(カード受取の際に設定した券面入力補助用の暗証番号)
- ・ (海外用のみ) パスポート

### 利用手順 2

#### スマホでアプリをインストール

こちらの二次元コードからダウンロード



App Store  
(iOS)



Google Play  
(Android)

アプリの情報については、  
デジタル庁のウェブサイト  
でご案内しています



<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>